



2021年6月15日

各 位

|         |              |         |
|---------|--------------|---------|
| 上場会社名   | 株 式 会 社      | ユニカフェ   |
| 代 表 者   | 代表取締役社長      | 芝谷 博司   |
| コード番号   | 2597         | (東証一部)  |
| 問 合 せ 先 | 取締役執行役員      |         |
|         | 管理本部長        | 新 述 孝 祐 |
| 電 話 番 号 | 03-5400-5444 | (代表)    |

### 当社子会社所有工場の譲渡及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、2021年6月15日に開催した当社取締役会において、当社の親会社であるユーシーシーホールディングス株式会社（以下、「UCCHD」といいます。）の100%子会社であるユーシーシー上島珈琲株式会社（以下、「UCC」といいます。）に対して、当社の子会社である株式会社アートコーヒー（以下、「アートコーヒー」といいます。）が所有する山梨工場（以下、「当該工場」といいます。）を譲渡する譲渡契約書（以下、「本契約」といいます。）を締結する旨を決議し、同日付けでアートコーヒーとUCCとの間で本契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 譲渡の理由

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により経済活動が制限される中、コーヒー業界においても外食需要の低迷、巣ごもり消費による内食へのシフトなど大きな変化が生じております。

斯かる状況下、当社は、2020年8月31日に「2020年～2024年中期経営計画（骨子）Resilient Plan 2020」を策定・開示し、長期化の様相を呈するコロナショックへの対応及び来たるポストコロナを睨んだ構造改革を進めております。

今般、その一環として、当該工場と当社の神奈川総合工場を統合し、最適生産体制の再構築を図ることといたしました。

当社及びアートコーヒーの経営の独自性を維持しつつ、経営資源の集中を図ることで、工場稼働率改善による生産性向上、生産設備への継続的な投資環境確保等を促進し、お客様への更なるサービスを強化していくものであります。

#### 2. 譲渡の内容

##### (1) 子会社の概要

(2020年12月31日現在)

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| ① | 商 号       | 株式会社アートコーヒー   |
| ② | 所 在 地     | 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル4F   |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 塩澤 博紀   |
| ④ | 事 業 内 容   | 1. コーヒーの焙煎・加工及び販売<br>2. 食料品・飲料品の製造販売及び輸出入<br>3. 飲食店施設の建設企画及び運営に関するコンサルタント業務 |
| ⑤ | 資 本 金     | 450百万円  |

(2) 譲渡の内容

|           |                  |
|-----------|------------------|
| ① 対象資産の名称 | 株式会社アートコーヒー 山梨工場 |
| ② 所在地     | 山梨県笛吹市八代町南 4277  |
| ③ 資産の概要   | 土地、建物、生産設備       |
| ④ 譲渡価格    | 1,800 百万円        |
| ⑤ 帳簿価格    | 1,650 百万円        |
| ⑥ 譲渡益     | 150 百万円          |

3. 相手方の概要

(2020 年 12 月 31 日現在)

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
| ① 名称             | ユーシーシー上島珈琲株式会社   |   |
| ② 所在地            | 兵庫県神戸市中央区港島中町 7 丁目 7 番 7                               |   |
| ③ 代表者の役職・氏名      | 代表取締役社長 朝田 文彦  |   |
| ④ 事業内容           | コーヒー、紅茶、ココアの輸入並びに加工、販売。<br>缶コーヒー等の飲料の製造、販売。各種食材の仕入、販売。 |   |
| ⑤ 資本金            | 1,000 百万円  |   |
| ⑥ 設立年月日          | 2010 年 4 月 1 日   |   |
| ⑦ 純資産            | 8,456 百万円  |   |
| ⑧ 総資産            | 47,214 百万円   |   |
| ⑨ 大株主及び持株比率      | ユーシーシーホールディングス株式会社 (100%)                              |   |
| (9) 上場会社と当該会社の関係 | 資本関係   | 当社と同じ親会社である U C C H D が当社株式を 7,008,600 株 (所有割合 (注) 50.53%) 所有しており、その 100%の子会社であります。 |
|                  | 人的関係   | 当社取締役である上島豪太氏は、U C C の代表取締役グループ CEO を兼務しております。                                      |
|                  | 取引関係   | 当社と U C C との間において製品販売及び生豆仕入れにおいて取引があります。  |
|                  | 関連当事者への該当状況  | U C C H D は当社の主要株主であり、関連当事者に該当いたします。  |

(注) 所有割合とは、当社が 2021 年 5 月 14 日に公表した「2021 年 12 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2020 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (13,869,200 株) に対する割合 (小数点第三位を四捨五入) をいいます。

4. 譲渡の日程

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| ① 取締役会決議   | 2021 年 6 月 15 日       |
| ② 譲渡契約書締結日 | 2021 年 6 月 15 日       |
| ③ 実施予定日    | 2021 年 12 月 31 日 (予定) |

5. 今後の見通し

当該工場売却により発生する見込みである譲渡益 150 百万円につきましては、2021 年 12 月期連結累計期間における特別利益 (固定資産売却益) として計上する予定です。

なお、2021年12月期連結累計期間の連結業績予想につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、現時点でも合理的な算定が困難であることから、未定とさせていただきます。今後、算定が可能となりました時点で速やかに開示いたします。

## 6. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方針に関する指針への適合状況

UCCHDが当社及びUCCそれぞれの親会社であり、アートコーヒーは当社100%子会社であるため、本契約の締結は、支配株主との取引等に該当します。

なお、2021年5月12日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下の通りです。

『親会社であるUCCHDとの関係につきましては、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、UCCグループ間の取引等につきましては、法令及び社内規程に従い適切に行うこと』を基本方針としております。

なお、営業上の取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法につきましても、他の取引先と比べて著しく相違することのないように留意したうえで、その是非を取締役会にて判断しております。』

この点、当社は、従来から親会社であるUCCHDとの間で、自由な事業活動を阻害されるような状況ではなく、親会社とは独立の立場を堅持し、取引を行っていることを認識しております。

本契約についても同様に、UCCHDからの経営の独立性確保に努めており、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本契約において交付される対価を決定し、本契約締結を行う予定です。かかる対応によって、本契約締結は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合することになると考えております。

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本契約を締結するにあたり、公平性を担保するため、不動産については当社及びUCCと利害関係のない独立した第三者評価機関である株式会社中央グループから、2021年6月9日付けで「不動産鑑定評価書」を受領し、また設備等の譲渡対象の動産一式については、当社及びUCCと利害関係のない独立した第三者評価機関であるインダストリアル・バリュエーション株式会社から2021年6月9日付けで「価値評価報告書」

(以下、株式会社中央グループ及びインダストリアル・バリュエーション株式会社の第三者評価機関を総称して「本第三者評価機関」といい、2021年6月9日付け「不動産鑑定評価書」及び「価値評価報告書」を総称して「評価書」といいます。)を受領し、当該評価書に基づきUCCとの協議により譲渡価格を決定しており、取引内容・取引条件等は、適切であると判断しております。

また、当社は、利益相反を回避するための措置としまして、当社の取締役のうちUCCHDの取締役である上島豪太氏並びに志村康昌氏の2名は、本契約締結について「特別の利害関係を有する取締役」(会社法第369条第2項)に該当するところ、当該2名は、当社取締役において利益相反を回避の観点から、本契約締結に関する協議及び交渉にも参加しておりません。

### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本契約締結に関する検討を行うにあたり、当社の支配株主であるUCCHDと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、独立役員として届け出ている山根一城氏及び竹内直人氏に対して、本契約締結が、当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問し、この点について意見書を提出することを依頼しました。

それに対して、当社の独立役員である山根一城氏及び竹内直人氏より、①当社取締役会及び担当者から「1.

譲渡の理由」から「5. 今後の見通し」に記載されているとおりの説明を受け、本契約締結は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による市場変化に対応する中、当社及びアートコーヒーの経営の独自性を維持しつつ、経営資源の集中を図ることで、工場稼働率改善による生産性向上、生産設備への継続的な投資環境確保等を促進することを目的とし判断されたという、当社にとって経営上の必要性及び合理性があり、本契約締結が当社の企業価値の向上に資すると判断することに特段不合理と認められる点はないため、本契約締結の目的が正当であると認められ、かつ、②当社及びUCCから独立した本第三者評価機関から評価書を取得し、本契約の条件について独立した第三者評価機関により算定されている金額に基づいていることから妥当性が認められる、また③本第三者評価機関により算定された評価書を基準とした譲渡価格の協議や取締役会の審議及び決議に、本契約締結に利害関係を有する取締役である上島豪太氏並びに志村康昌氏の2名は参加しないこと等、本契約締結に係る意思決定過程の手続きは公正であると認められ、本契約締結が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を本日付で入手しております。

(参考) 当期連結業績予想 (2021年6月15日公表分) 及び前期連結実績

(百万円)

|                       | 連結売上高  | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |
|-----------------------|--------|--------|--------|-----------------|
| 当期業績予想<br>(2021年12月期) | —      | —      | —      | —               |
| 前期実績<br>(2020年12月期)   | 14,609 | △315   | △268   | △2,085          |

(注) 2021年12月期の業績予想は未定としております。